2.22　標準規定

公的機関は、傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶について、病者の状態又は海面の状態により停泊地又は港への進入路において安全な下船が確保されないときは、当該船舶の着岸を優先する。

2.23　標準規定

公的機関は、傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶に対し、検疫明告書及び不可欠である場合には一般申告書を除くほか、標準規定2.1に規定する書類を要求してはならない。公的機関は、検疫明告書及び一般申告書を要求する場合には、これらの書類の提出に関する時間的な制限を免除する。

2.24　標準規定

公的機関が一般申告書を要求する場合には、当該一般申告書には、勧告規定2.2に規定するデータ以外のデータを含めないものとし、可能な限り、当該一般申告書に含める情報を少なくする。

2.25　標準規定

公的機関が傷病者の上陸の前に船舶の到着に関する管理のための措置を適用する場合には、緊急の治療及び公衆の健康を保護するための措置は、船舶の到着に関する管理のための措置に優先する。

2.26　標準規定

傷病者の治療又は将来の移送若しくは帰還の費用について保証又は約束を要求する場合には、これらの保証又は約束が得られるまでの間、緊急の治療を保留し、又は遅滞させてはならない。

2.27　標準規定

緊急の治療及び公衆の健康を保護するための措置は、傷病者の上陸に関して公的機関が適用する管理のための措置に優先する。

第三節　人の到着及び出発

この節の規定は、船舶の到着又は出発の際に公的機関が乗組員及び旅客に要求する手続について定める。

A　到着及び出発に関する要件及び手続

3.1　標準規定

有効な旅券は、船舶の到着又は出発の際に個々の旅客に関する情報を公的機関に提供する基本的な書類とする。

3.1.1　勧告規定

締約国政府は、旅券に代えて公的な身分証明書を受け入れることを二国間又は多数国間の協定により可能な限り合意すべきである。

3.2　標準規定

公的機関は、船舶の旅客の旅券又は旅券に代えて受け入れる公的な身分証明書について、出入国管理当局が到着の時及び出発の時のそれぞれについて一回のみ検査すれば足りるよう措置をとる。また、公的機関は、到着及び出発の際に、税関手続その他の手続に関する検査又は識別のため、これらの旅券又は公的な身分証明書の提示を要求することができる。

3.3　標準規定

公的機関は、旅券又は旅券に代えて受け入れる公的な身分証明書が個々に提示され、及びその書類を審査した後、その書類を追加的に管理するために保留することなく直ちに返却する。ただし、自国の領域への旅客の入国許可について何らかの障害がある場合は、この限りでない。

3.3.1　標準規定

締約国政府は、入国が認められない者の不正な又は偽造された旅行証明書を公的機関が差し押さえることを確保する。当該旅行証明書については、流通しないよう差し押さえ、実行可能な場合には、適当な当局に返還する。当該旅行証明書を差し押さえた国は、その旅行証明書に代えて説明書を発行し、可能な場合には、偽造された旅行証明書の写しその他重要な情報を添付する。説明書及び添付された書類については、入国が認められない者の移送について責任を有する船舶の運航者に手交する。説明書及び添付された書類は、通過地点及び最初の乗船地点の当局に情報を提供するために役立つものである。

3.3.2　標準規定

締約国政府は、自国の領域内で乗船し、かつ、下船地点において入国が認められなかった者が当該下船地点から送還された場合には、その者を審査のために受け入れる。締約国政府は、その者を以前に入国が認められなかった国に送還してはならない。

3.3.3　標準規定

船舶所有者は、旅客及び乗組員の入国審査が開始されるまでの間、これらの者の管理及び保護について責任を負う。

3.3.4　勧告規定

公的機関は、旅客及び乗組員の入国審査を開始した後においては、条件の有無を問わず、これらの者が公的機関の物理的な管理の下にある場合には、これらの者の入国を認めるか否かを決定するまでの間、これらの者の管理及び保護について責任を負うべきである。

3.3.5　標準規定

一の国の領域外へ人を輸送する船舶所有者の義務は、輸送される者が当該一の国への入国を明確に認められた時に終了する。

3.3.6　標準規定

公的機関は、いずれかの者の入国を認めない場合には、不当に遅滞することなく、船舶所有者に通報し、及びその者の移送のための措置について船舶所有者と協議する。船舶所有者は、入国が認められなかった者の滞在及び移送のための費用について責任を負うものとし、また、その者が船舶所有者の管理下に戻された場合には、その者を次の場所に迅速に移送することについて責任を負う。

乗船国

その者が入国を認められる他の場所

3.3.7　標準規定

締約国政府及び船舶所有者は、実行可能な場合には、旅券及び査証が有効かつ真正なものであることを確認するために協力する。